

特集

消費者情報アンテナ！…………… P.2
 年末年始業務のご案内…………… P.4
 【個人向け】新型コロナウイルス感染症の支援・相談窓口一覧… P.6
 【事業者向け】新型コロナウイルス感染症の支援・相談窓口一覧… P.7
 市の家計簿を公表します…………… P.8
 市・県民税(個人住民税)が変わります…………… P.10
 朝霞地区一部事務組合だより…………… P.12
 イルミネーション「あさか冬のあかりテラス」開催★ …… P.14
 都市間交流～ぼぼたんが紹介する福島県須賀川市はこんなトコ!! … P.15
 へるすアップ…………… P.16
 避難行動要支援者台帳への登録をお願いします…………… P.17

市長コラム…………… P.18
 情報BOX…………… P.19
 ようこそ!あさかの生涯学習へ…………… P.29
 わたくしたちの健康…………… P.33
 みんなすこやか…………… P.34
 PHOTO NEWS…………… P.35
 市民伝言板…………… P.35



表紙の写真 10月24日(出)に朝霞駅前通りとシンボルロードで開催された ASAKA STREET TERRACE

消費者情報 アンテナ!

～相談に乗るとお金がもらえる!～
こんなうまい話はありません!!

事例

「悩みがある人の相談に乗るとお小遣いがもらえる」というサイトがあり登録した。

相手からメールが届き、何度かやり取りをした後、「お礼の100万円を支払うためには、支払用のサイトシステム料をポイントで買う必要がある」と言われ、何回かポイントを購入した結果、20万円を支払った。

その後、相手とは連絡がとれず、お礼のお金は貰えていない。返金してほしい。

アドバイス

・見知らぬ人から簡単なやりとりだけでお金がもらえるということは、絶対にありません。

相談に乗るだけでお金をあげるなどの言葉をうのみにせず、知らない相手とのやりとりはしないようにしましょう。

・メールの相手はサイトが雇ったサクラである可能性があります。謝礼金等を貰える条件として、ポイント購入などお金の支払いを要求されることになります。

一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは非常に困難です。



イラスト：国民生活センターHPより引用

～年末に向けて～公式そっくりの偽販売サイトに注意!

通信販売サイトで商品を注文し代金を支払ったものの、商品が届かないなどの相談が多く寄せられています。また、人気の家電製品などの公式サイトそっくりな偽サイトもあることから、この偽サイトから注文した人たちからの相談も寄せられています。



通信販売サイトを利用する際の注意点

- ・正規の値段に線が引かれ格安価格になっている場合は、安易に注文しないようにしましょう。
- ・注文する前には、必ずサイトのURLが公式のものか確認しましょう。
- ・販売サイトを最後まで見て、日本語に不自然なところがないか確認しましょう。



2020年4月1日から 『民法(債権法)の契約等に関する部分』が変更されています

今回の民法改正点のうち、「賃貸借に関するルール」の一部について説明します。

◀賃貸借に関するルール改正のポイント▶

◆賃貸借契約中のルール

●賃貸物の修繕に関する要件の見直し

【事例】 AさんはBさんから家を借りて住んでいるが、台風で屋根が損傷し、雨漏りがするようになった。次の台風が接近しており、早く修理したい。

【改正点】 次の場合には、**賃借人(Aさん)が損傷箇所を修理することができる**こととされ、賃借人が損傷箇所を修繕したとしても**貸借人(Bさん)から責任を追究されることはない**ことが明確になりました。

- ①賃借人が貸借人に修繕が必要である旨を通知したか、または貸借人がその旨を知ったのに貸借人が相当の期間内に修繕をしないとき
- ②急迫の事情があるとき



そのほかの改正点…賃貸不動産が譲渡された場合のルールの明確化

◆賃貸借終了時のルール

●賃借料の原状回復義務及び収去義務等の明確化

【事例】 AさんはBさんから借りていた家を退去することになったが、Bさんから日焼けしたクロスの張替費用を負担するように求められた。Aさんとしてはクロスの張替費用まで負担することに納得できない。

【改正点】 賃借人は賃借物を受け取った後に生じた損傷について、原状回復義務を負うことになっていますが、**通常損耗や経年変化については原状回復義務を負わない**ことを明記しました。

●通常損耗・経年変化に当たる例

- 家具設置による床、カーペットのへこみや設置跡
- クロスの変色(日照などの自然現象によるもの)、壁等の画鋸、ピン等の穴
- テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ(いわゆる電気ヤケ)
- 鍵の取り替え(破損、鍵紛失のない場合) など

●通常損耗・経年変化に当たらない例

- 引っ越し作業で生じたひっかきキズ
- 日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備等の毀損
- タバコのヤニ・臭い
- 飼育ペットによる柱等のキズ など

そのほかの改正点…敷金に関するルールの明確化、賃貸借契約から生ずる債務の保証に関するルールなど

※ 「パンフレット(全般)」「パンフレット(賃貸借契約)」(法務省)
(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)をもとに作成 詳しくは法務省ホームページへ



ご利用ください消費生活相談

相談日／毎週月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日除く) 午前10時～正午、午後1時～4時

場所／消費生活センター(市役所4階48番窓口)

問／☎048-463-1111(内線2256)

消費生活センターでは、契約に関するトラブル、商品の品質や安全性、悪質商法、多重債務など消費生活に関する相談や苦情に対して、専門の資格を持つ相談員が電話や面談で相談を受け、アドバイスや事業者とのあっせん、専門機関の紹介などを行っています。